

算に計上すべく準備をしていければ間に合ったわけでございます。そうした点につきましても事務処理上、われわれの怠慢と申しますが、そういうことになるわけでございます。補正にお願いいたしましたことについて深く反省をいたしております。そういう事情でございますので、当初予算には計上できませんでしたが、ぜひひとつ補正予算でお認めをいただきたいというのでございます。先ほども触れましたが、十周年の式典には何とかこれを認め、いたしたいと考えております。

予備費の三％は二億六千八百万円でございます。地方課等からの指導上の上限としてそのくらいまでは組めるとの指導を得ております。

○十六番(貫井喜代次君) さらに質問を続けさせていただきます。

市民税については何かまだすっきりしません。それはまた今後の補正とかです、きりいたします。

繰越金についてでありますけれども、繰り越すべき財源として計上したと、したがってここに三千六百四十七万四千円ほど残してしまつたという説明ですけれども、そうすると一般会計とは別になりますけれども、やはり繰

越金でございますので申し上げます。区更整理会計、国保会計、下水道会計等いずれも繰り越すべき金額を計上してあります。これは当然出てきたものは予算編成に性格的に組まなければならぬ。何々に当てから、何々を予定しているからというものは予備費に組んでおいて、予備費から充当すればいい。これが予算の原則である。何々が出るからそれを残しておくということは、予算編成上、正当な置き方ではないと思う。はつきりある程度これだけが繰り越されるというものに対しては、その金額を繰越金として計上して、それで残つたものを予備費に計上するのが当然の置き方である。これから出ることであるか、国保や下水道、区更整理関係は全部繰り越されるべき金額が計上されており、一般会計だけをそのように残し財源をしておくのは、これは予算編成にまことに好ましくない。金額これは計上すべきであると思う。

それがいままで説明したようなことではないのか、私はよくないと思うからさらに質問していくが、金額出た関係のいわゆる歳入合計の八十四億八千七百六十七万四千円から歳出の八十三億四千四百五十五万四千円を差

し引いた残りの一億七千三百十二万二千円は繰越金として計上すべきものである。それを三千六百四十六万七千円を残して、これが先ほどの説明では西地区関係、そういうもので先に支出する関係があるからと、そんなことの予備費じゃあないと思う。また歳入の見込みがついたものの計上はそんなものではない。これは全額計上しなければならぬ。それで予備費におくというのが予算編成上のたてまえである。これらについての考え方をいま一回御説明願います。

それから市の歌ですけれども、先ほど申し上げましたように、六月二十日の庁議というが、それ以前から計画があったという説明もあつたんですが、十周年ということはきのうきよう十周年が来年おこるということではない。市制をしいたときから十周年は何年ということとはわかつてゐる。去年でも、おとしでも五十五年度は十周年を迎える。十周年が来年だからという二つで泥縄式にそれを十周年の記念にでもということである。市の歌としてつくるからには今後何十年、あるいは福生市のある限り歌われていくものじゃあないかと思うんです。したがって福生市にとって

更期的というが、こういう市の歌に対しては当然市長の施政方針演説の中に入つていくべき性格をもつべきものじゃあないかと思ひます。しかし事務事業として市長からの施政方針演説にも一言もこういう発言はなかつた。これはどういうことであるか。そういうことを考えれば思ひつきでないということは私はどうも納得できない。私が申し上げたことでも場当たりや思ひつきでないと言えるかどうか。私は、市民憲章がスムーズにできたのでこの際歌も一緒にといつていやる思ひつきで、こういう補正予算に大切な市の歌の予算を計上するといふことはもつてのほかである。それについていま一回、明確な、納得のいくように回答を求めます。

○企画財政部長（浅見裕康君） 繰越金の計上額ですが、いわゆる繰越明許費として繰り越された額につきましての予算措置といたしまして、翌年度においてその予算措置を要しないといふことでございます。それで今回の場合は五十三年度予算の繰越明許費でございます。その繰越明許費として繰り越された額は五十四年度の予算現額に入ってくるという考え方で、今回の繰越金の歳入額から控除したという理由でございます。

市の歌の關係につきましては御指摘のとおりでございまして、私どもとしては確かに十周年が最近きなわけではございません。ただ、市民憲章を主体に計画立案をしてきたわけではございますが、その取り組みについてさらに市の歌もということの方角づけをいただきまして、すでに三月ころにそれらの關係については具体的なものはございまして、したが協議がさされております。六月二十日に行っているものにつきましては、その具体的な今後の予算措置などが、制定までの計画とかいうものを庁議にかけたということでございます。したがしまして市民憲章が当初予算に間に合いたということは、あのすから市の歌も同時に予算計上すべきだという御指摘はまことにこもともでございます。それにつきましては私ども、べから反省をいたしてあるものでございます。ただ、今回の補正でお願いをしてありますので、ぜひとも御賛成をいただきまして、お認めいただきたいとお願い申し上げます。次第でございます。

○十六番(貫井喜代次君) あと一回だけ伺いたい。

○議長(小林菊三君) もう三回ですが、その点よろしくお願いいたします。

○十六番(貫井喜代次君) いまの市の歌ですが、三月ころからという言葉が出たが、その都度変わった回答で、私が思いつきじゃあないかということを上げましたけれども、思いつきであることははっきりここで認めたと私は解釈いたしますけれども、いすれにしてもこういうような關係は、補正予算の性格上からも補正で組むべきじゃあないと思っておりますので賛成いたしかねますが、後ほどのいろいろな關係がありますので、私の質問を終わります。

○二十番(指田保雄君) それでは一点お聞きいたします。

二十五ページですが、塵芥処理費の不燃物選別処理委託料六百五十三万四千円とありますが、これは月割りにするとどのくらいの額になるのかということか、
一点。

それから当然これは不燃物を選別処理しているわけではございますので、販売をしていると思えます。現実に五十二年度の建設委員会の報告では約五百五十万円の売り上げがあったわけではございます。五十三年度の売却見込みはどのくらいで、その伸び率はどのくらいかお願いいたします。

○市民部長(生子国利君) 回答いたします。

第一点の月割りの計算に直しますと九十三万三千円、七ヶ月分。

二点目が不燃物売上代金ですが、御質問のとおり五十二年度においては五百五十万円ばかりでございます。五十三年度になりました、中間においていままでも売却できなかったものを市の方としてある業者をおっせんいたしました、いままでも売れなかった物品を売るということが一点あると、単価のアップが中間で行われたということを含めますと九百八万五千円程度が五十三年度で売却になるのではないかと推定をしております。率といたしましては大体六〇%から六四%くらいまでの範囲で売却料がアップになるのではないかと思っております。二十番（指田保雄君） そうしますと五百五十万円が九百万円とすいぶん伸びた、これは全部業者の収入になると思うが、市の方で売れなかったものを売るようにしたということとはなかなかいいことだと思えます。そういうことによつて元の寿命もますます延びていくのではないかと考えますが、その努力は担当課、担当係の努力であると認識していいのかどうか。その点だけ伺つておきます。

○市民部長（生子国利君） やはり職責上からいきますと、そういう方法をとるの

がわれわれの職責でございますので、売る方の売却利益を求めないのでなく、埋設物の減量が主体となつていきますので、あつゆる売却できるものはしていくと同時に、現状を主体として考えるということからして、担当者もそれと相応の努力をしていると思えます。私の方ではめるわけではないが、これは当然、担当者の努力もあると思えます。

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十二号につきましては、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務、建設、厚生、三常任委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。 よう議案第八十二号は三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第十一議案第八十三号昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 森田 猛君 登壇）

○福祉部長（森田 猛君） 御指名でございますので、議案第八十三号昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

なお、都の補助金関係につきましては、先ほどの一般会計の中で企画財政部長の方から説明いたしましたので省略させていただきます。
それでは内容に入らせていただきます。

今回の補正予算につきましては八千八百万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ九億五千七十万円と定めようとするものでございます。

今回の補正でございますが、二ページをお開きになうください。

繰越金が確定をいたしましたので、今回八千八百万円を補正しようとするものでございまして、繰越金は総額一億千三百十万円になるわけでございます。

歳出でございますが、一般会計と同じく職員手当等の関係四・九カ月を昨年実績六・二カ月分を組み入れさせていただきました。これが百七十七万十円でございます。残り八千六百三十二万九千円でございますが、一応予備費に組み入れておいたわけでございます。

以上簡単でございますが御報告いたします。

なお、本議案につきましては、去る六月二十八日の国民健康保険運営協議会におきまして御承認いただいておりますことを申し添えまして、雑駁な説明でございますが、慎重審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願いいたします。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十三号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よう議案第八十三号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十二議案第八十四号昭和五十四年度福生市福

生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 齊藤多市君登壇)

○建設部長(齊藤多市君) 御指名によりまして議案第八十四号昭和五十四年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)につきまして、提案理由とその内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、加美平換地精算金及び繰越金でございます。二ページからその内容について御説明いたしますと、歳入の第五款 繰越金につきましては、前年度繰越金千三百四十二万五千円を補正しようとするものでございます。これは加美平地区の業務委託料の減額によるものが主なものでございます。第六款、諸収入は、加美平換地精算徴収金六千九百三十三万六千円の補正で、これは当初予算編成後、一括納入希望者が多くなったためでございます。

次に歳出の第一款、総務費は職員五名分の人件費百三十六万五千円の補正、第三款、諸支出金については、加美平換地精算交付金六千九百三十三万六千円

を補正しようとするもので、これは歳入の換地精算金と同額で、交付対象権利者への交付金でございます。

第四款、予備費につきましては千二百六万円補正いたしましたわけでございます。

以上、締めまして歳入歳出七千四百三十六万十円の補正でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案とおり御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十四号につきまして、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よう、議案第八十四号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第十三議案第八十五号昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 齊藤多市君登壇）

○建設部長（齊藤多市君） 御指名によりまして議案第八十五号昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、総務費の職員期末手当及び事業費の調査委託料でございます。

ニページからその内容について御説明いたしますと、歳入の第六款、繰越金につきましては、前年度繰越金四十八万五千円を補正しようとするものでございます。

次に歳出予算について御説明申し上げます。

第一款、総務費につきましては四百一十万円を補正しようとするものでございまして、内容につきましては、下水道課職員十七名分の人件費三百九十一万円、備品購入費十万円は、多摩河原河川敷の占用看板製作費でございまして。

第二款、事業費につきましては千二百二十八万円を補正しようとするものでございまして、内容につきましては、中央五号幹線全体計画調査委託料を補正しようとするものでございます。

第四款、予備費につきましては三千三百二十六万円を補正しようとするものでございまして、以上締めまして四千八百五十五万円の補正でございます。

以上、大変難読でございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十五号につきましては、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十五号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第十四議案第八十六号福生市固定資産評価審査

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（石川常太郎君）御指名をいただきまして、議案第八十六号福生市
固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、その提案理由並
びに内容につきまして御説明申し上げます。

市かつがよろしいわけでございますが、従来からある程度地区ということも考
えなければならぬわけでございますので、一つの地区を考えてあったわけでこ
ざいます。

そこで議案第ハ十六号の森田秀雄氏につきましては、もし議会の御同意が得られるならばお願いできるかとお願いいたしましたところ、議会の御同意を得られればよろしいだろうということを伺いましたので、本日提案した次第でございます。森田秀雄氏につきましては、経歴は経歴書のとおりでございまして、福生の議會議員といたしまして二期御尽力をいただき、公正な御活動をお願いしたわけでございます。なお、福生町農業委員会委員としてもお勤めいただきました。なお、議會議員といたしましては、福生町から福生市と町と市と二つお願いをしたわけでございます。先ほど申し上げましたように固定資産税の評価委員としては八月三十一日をもって一期を満了されるわけでございます。

— 63 —

る次第でございます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第百八十六号は原案どおり同意いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第十五議案第百八十七号福生市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 石川常太郎君登壇）

○市長（石川常太郎君） 御指名をいただきまして、議案第百八十七号福生市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、内容並びに提案理由の御説明を申し上げます。

先ほど百八十六号の提案理由で御説明申し上げましたとおり、現在の委員でございます田村祐一氏が、多忙のゆえをもちまして固辞されましたので、私の責任といたしましてある程度地区というものも考えまして八方物色したわけでございます。しかるところ、同じ長沢地区におきまして、本日杉本皆雄氏をお願いをしたかと考えたわけでございます。経歴につきましては御提出のとおりでございますが、早稲田実業学校を卒業しまして理容の関係のお仕事をしておりますが、福生町議会議員といたしまして当選され、四十五年七月一日の市制施行に伴いまして市議会議員になられまして、きわめて活発に、しかも公平に熟慮されまして御活躍され、きわめてリッパなお方でございます。苦勞なされた方でございます。きわめてすべてに円満、しかも決断力がございますので、もっとも適任と存じまして本日お願い申し上げた次第でございます。